

自治会・町内会の法人化について

～自治会等名義で不動産の登記等ができます～



作成者	花巻市地域振興部地域づくり課 花巻市花城町9番30号 電話 0198-41-3513 Mail chishin@city.hanamaki.iwate.jp
作成日	平成27年 6月29日
最終更新日	令和 6年 1月18日

目次

I. 認可地縁団体とは	
1 自治会、町内会等の法人化とは	2
2 地方自治法の条文【第260条の2第1項】	2
3 法人化制度の趣旨	2
4 認可の対象となる自治会等（認可要件）	3
II. 認可申請手続き	
1 地縁団体の認可までの手続きの流れ	6
2 認可申請	7
3 認可・告示	8
III. 認可後の地縁団体について	
1 認可地縁団体の印鑑登録	9
2 証明書の交付及び台帳の閲覧	9
3 不動産登記	10
4 各種課税関係	10
5 財産目録・構成員名簿の作成（地方自治法第260条の4）	11
6 告示された事項に変更があった場合	11
7 規約を変更する場合	11
8 団体が解散したとき	12
9 団体が他の団体と合併するとき	12
10 その他	12
IV. 認可の取り消しと解散	
1 認可の取り消し（地方自治法第260条の2第14項）	13
2 解散（地方自治法第260条の20）	13
V. 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例	
1 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例とは	14
2 申請の要件	14
3 申請の流れ	15
4 申請書類	16
5 その他	17
VI. 参考例・様式集	
1 規約作成例	18
2 申請書等様式	26
3 参考法令	49

I. 認可地縁団体とは

1 自治会、町内会等の法人化とは

良好な地域社会の維持・形成を目的として、一定区域の住民の自主性により組織された自治会・町内会など（以下「自治会等」という。）は、地方自治法上「地縁による団体」とよばれ、市町村長の認可を受けることで法人格を取得し、自治会等名義で不動産登記を行うことができるほか、様々な契約や取引などの法律行為を法人名義で行うことができます。

2 地方自治法の条文【第 260 条の 2 第 1 項】

町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

3 法人化制度の趣旨

これまでは、自治会等が所有する集会施設などの不動産等の資産について、自治会等の名義で不動産登記ができなかったことから会長や役員の方々などの個人又は共有の名義で登記されていました。

このため、登記名義人個人の財産と団体の財産とを混同して処分したり、登記名義人の債権者が団体の財産を差し押さえたり又は共有名義になっている場合には相続登記が困難なことなど、様々な問題が生じるがありました。

こうした問題を解決するため、平成 3 年 4 月に地方自治法の一部が改正され、一定の要件を満たす場合に、法令に基づく手続きを経ることにより、法人格を取得して自治会等名義で不動産登記ができるようになりました。この法人格を取得した地縁団体を「認可地縁団体」といいます。これまでは、不動産等を保有していない団体は、認可地縁団体として法人格を取得することができませんでしたが、令和 3 年 1 1 月からは、不動産等の保有に関係なく、地域活動を円滑に行うために必要であれば、法人格を取得できるようになりました。

4 認可の対象となる自治会等（認可要件）

地域的な共同活動を円滑に行うため法人格を得る必要がある自治会等で、次の4つの要件を満たしている自治会等が認可の対象になります。

（1）目的

その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。

- 「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動」とは、自治会等がこれまで行ってきた活動を総称するものです。
- 団体の目的が、スポーツや伝統芸能活動、社会福祉などの特定分野の活動でなく、広く地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とすることを規約に明記することが必要です。
- 「現にその活動を行っていることと認められる」とは、総会に提出された前年度の事業実績報告により確認します。

（2）区域

その区域が住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

- 区域は、自治会等の構成員のみならず市内その他の地域住民にとって客観的に明らかな形で境界が認識できる区域であることが必要です。
- この区域は、その自治会等が相当の期間にわたって安定的に存続している区域の現況によります。
- 認可に当たり新たな区域を設定したり、区域が不安定な状態にある自治会等は認可の対象となりません。

（3）構成員

その区域に住所を有するすべての個人は構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

- 構成員になることができる方は、年齢、性別、国籍等に関係なく、その区域に住所を有するすべての個人です。「世帯」を構成員にすることは認められておりません。また、区域内にある法人や団体は構成員となることはできませんが、賛助会員等になることはできます。
- 「相当数の者が現に構成員となっていること」とは、一般的にはその区域の住民の過半数が構成員となっている場合をいいます。

※相当数（過半数）の構成員を確保することが困難な場合は、事前に市役所の担当へご相談ください。

(4) 規約

規約を定めていること。

- 次に掲げる事項が定められていることが必要です。それ以外の事項（自治会等で必要とする事項）が記載されていても構いません。
- 規約の名称は特に制限がありませんので「〇〇会規約」や「〇〇会則」、「〇〇規則」等の名称で構いません。

① 目的

具体的な活動内容を盛り込むように定めます。

例) 住民相互の連絡／美化・清掃等環境の整備／集会施設の維持管理／防災及び防犯活動／レクリエーション活動等

② 名称

これまで使用してきた自治会等の名称で構いません。

③ 区域

自治会等活動の基盤となっている区域を表記します。

例) 「〇町〇丁目全域」 「〇町〇丁目〇番地から×丁目×番の区域」

④ 主たる事務所の所在地

認可を受ける自治会等の住所となるもので、主たる事務所1か所について定めます。事務所の所在地は、代表者の所在地でも集会施設の所在地でも構いません。また、規約での規定の仕方も「会長宅に置く」とすることも可能です。

⑤ 構成員の資格に関する事項

区域に住所を有する個人がすべて構成員となり得ること、正当な理由がない限り区域に住所を有する個人の加入を拒んではならないこと、また加入、脱退の手続きについても定めます。

⑥ 代表者に関する事項

必ず代表者（1名）を選出すること、またその選出方法、任期及び権限並びに代表者に委任する事務等について定めます。

⑦ 会議に関する事項

通常総会及び臨時総会の招集方法、議決方法及び議決事項などを定めます。

※ 通常総会及び臨時総会の招集や議決等について、地方自治法第260条の13から19までに定められています。

⑧ 資産に関する事項

資産の構成、取得、管理、処分の方法を定めます。「資産の構成」については、例えば「資産の構成は別に定める資産目録による」と規定することも可能です。

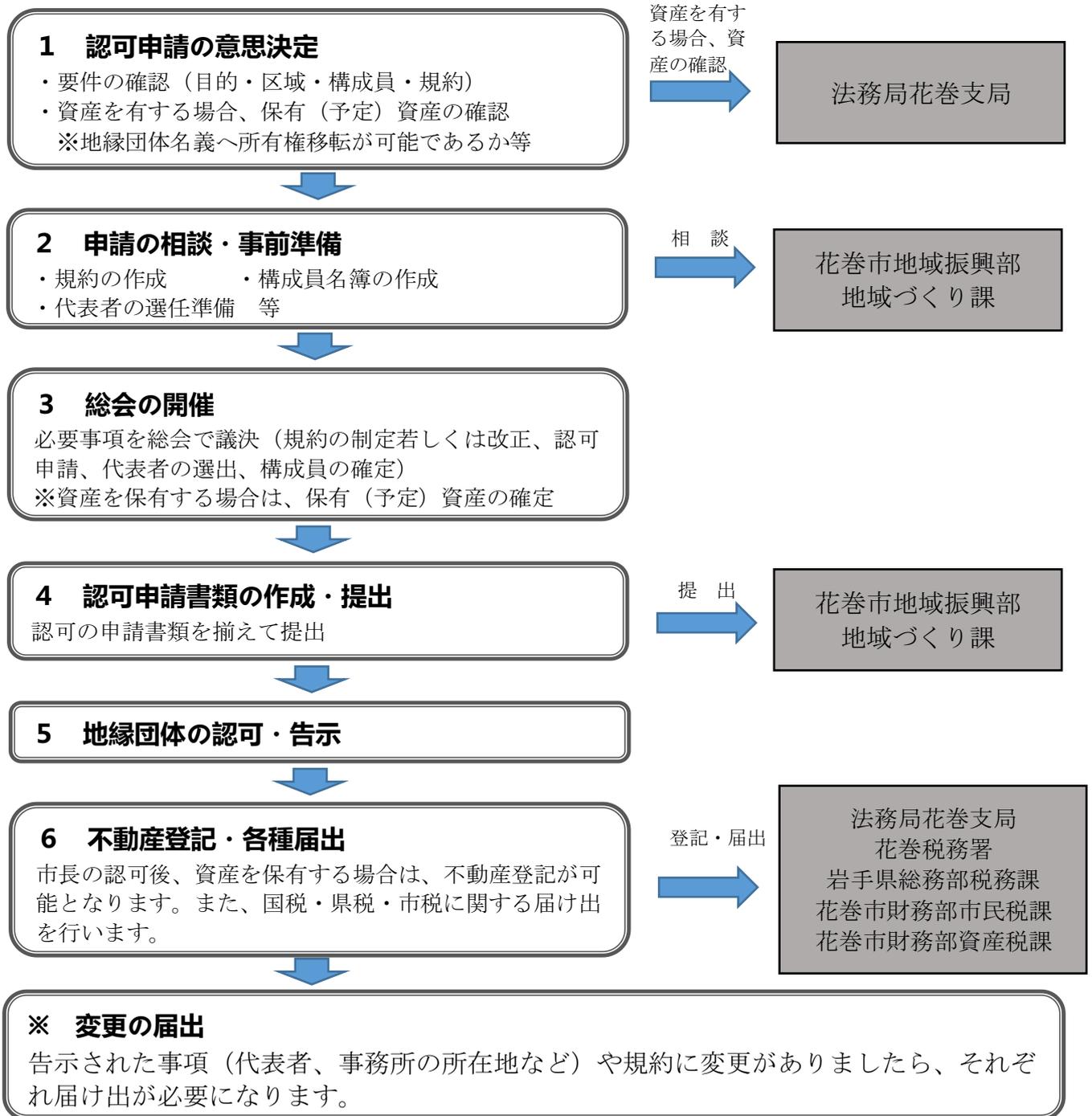
〔事前相談のおすすめ〕

地縁による団体として認可を受けるには、その区域に住所を有する個人が会員（構成員）になるようにしなければなりません。このことは現在、多くの自治会等で行っている世帯主を会員として自治会等を運営する方法と異なり、規約の定め方も異なってきます。

このように、認可申請をするには新たな準備が必要になりますので、認可申請をしようと考えている自治会等においては、具体的な準備に入る前に市役所の担当へ相談くださるようお勧めします

II. 認可申請手続き

1 地縁団体の認可までの手続きの流れ



総会は、自治会等のこれまでの規約に基づいて開催します。認可申請をする旨を決定するほか、認可要件を満たす規約の決定、構成員の確定、代表者の決定、不動産等の資産の確定など申請書類作成に必要な事項を決定し、総会の内容は、議事録として記録しておきます。

なお、認可申請をする旨を決定する総会を開催後、再度別の日に総会を開催し認可要件を満たす規約の決定等を行うことも可能です。

2 認可申請

認可の申請は、当該地縁団体の代表者が市長に対して申請書類を揃えて提出します。

(1) 認可申請書（地縁による団体の認可申請書 様式1）

- 認可申請書（様式1）には、次の（2）～（9）の書類を添付してください。

(2) 規約

- 作成に当たっては、18ページの規約作成例を参考にしてください。

(3) 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

- 総会の議事録（署名または記名・押印のあるもの）の写しを添付してください。

(4) 構成員名簿

- 構成員全員の氏名、住所を記載したものである必要があります。

(5) 地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

- 総会に提出した事業報告書、決算書等です。

(6) 申請者が代表者であることを証する書類

- 申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会の議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名、押印のあるものと、申請者が代表者となることを受諾した旨の承諾書（様式4）で、申請者本人の署名のあるものが必要です。

(7) 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無、職務代行者の選任の有無（様式5）

- 裁判所による代表者の職務執行の停止並びに職務代行者の選任は、裁判所において民事保全法第24条（仮処分の方法）により、仮処分命令の申し立ての目的を達成するために行う処分です。

(8) 代理人の有無（様式6）

- 「代理人」は、地方自治法第260条の8に定める代理人及び第260条の10の特別代理人です。

(9) 区域を表示した地図

- 自治会等の区域及びその番地が分かるように、地図に赤線等で表示したものです。

3 認可・告示

自治会等から提出された認可申請書類を審査し、要件を満たしている場合には認可、告示を行います。この告示をもってその団体は権利能力を有し、法人格を得ることとなります。

《告示事項》

- ① 名称
- ② 規約に定める目的
- ③ 区域
- ④ 主たる事務所
- ⑤ 代表者の氏名及び住所
- ⑥ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
- ⑦ 代理人の有無
- ⑧ 規約に解散の事由を定めたときはその事由
- ⑨ 認可年月日

Ⅲ. 認可後の地縁団体について

1 認可地縁団体の印鑑登録

認可地縁団体の印鑑登録制度は、団体の印鑑を公に立証するものです。

不動産の登記など、法律に基づいて提出を義務付けられている場合などには「印鑑登録証明書」が必要となります。

なお、登録できる印鑑は1団体につき1個です。

(1) 登録申請を行うときは、次の書類が必要です。

- ① 認可地縁団体印鑑登録申請書
- ② 代表者個人の印鑑（市民登録課に印鑑登録しているもの）
- ③ 代表者個人の印鑑登録証明書
- ④ 登録をする団体の印鑑

(2) 登録をする印鑑は、次のようなものは受け付けられません。

- ① ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- ② 一辺の長さが8ミリメートル以下、または25ミリメートル以上のもの
- ③ 印影が不鮮明なもの、または文字の判読が困難なもの
- ④ その他登録する印鑑として適当でないもの

(3) 登録印の改廃について

申請書は地域づくり課に用意してありますので、詳細についてはお問い合わせください。

2 証明書の交付及び台帳の閲覧

一般の法人化については、法務局において法人登記を行い、取引の安全に寄与するため誰にでもその登記簿の閲覧を認めるとともに、謄・抄本の交付も行っています。

認可を受けた自治会等についてもこれと同様に、市町村において法人化登記簿に代わる告示事項を記載した台帳の閲覧や証明書の交付を行うこととなります。

(1) 認可地縁団体証明書の交付、閲覧

- 花巻市各種証明書交付申請書により、地域づくり課へ申請してください。
- 証明書の交付手数料は、1通につき300円です。

(2) 印鑑登録証明書

- 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書により、地域づくり課へ申請してください。
- 印鑑登録証明書は、団体の代表者のみが申請することができます。代理の方が申請する場合は、別途委任状が必要となります。
- 証明書の交付手数料は、1通につき300円です。

3 不動産登記

認可された団体名義で資産の登記・登録ができます。手続き等の詳細については、法務局にお問い合わせ下さい。

4 各種課税関係

認可地縁団体には、以下の税金が課税されますので、減免申請手続きを行う必要があります。詳細については、それぞれの関係機関にお問い合わせください。

(1) 市税

①法人市民税

- 収益事業を行わない場合は均等割が課税されますが、申請により免除されます。
- 収益事業を行う場合には、均等割と法人税割が課税されます。

②固定資産税

- 自治会等名義で不動産登記された土地・家屋のうち、専ら広く地域の集会の用に供する家屋及びその敷地は課税されません。

(2) 県税

①法人県民税

- 収益事業を行わない場合は課税されません。
- 収益事業を行う場合には、均等割のほか、法人税割も課税されます。

②法人事業税

- 収益事業を行わない場合は課税されません。

③不動産取得税

- 認可申請前に自治会等が所有していた不動産を自治会等名義に登記をした場合、課税の対象にはなりません。
- 認可申請前に自治会等が新たに不動産を取得した場合、課税の対象となります。
- 認可を受けた後、新たに不動産を取得した場合、課税の対象となります。
- 税率は不動産の種類と取得時期により異なります。詳細につきましては県南広域振興局花巻県税センターにお問い合わせください。

(岩手県花巻市花城町1-4-1 花巻地区合同庁舎1階 TEL0198-22-4912)

(3) 国税

①法人税

公益法人とみなされる収益事業を行った場合、所得等に対して課税されます。

②登録免許税

減免措置がないため、名義変更時に課税されます。

○認可地縁団体への各種課税

税の種類		収益事業の有無	
		収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合
市税	法人市民税	均等割のみ課税 減免措置あり	均等割・所得割 課税
	固定資産税	固定資産税の評価額で課税 減免措置あり※1	固定資産税の評価額 課税
県税	法人県民税	均等割のみ課税 減免措置あり	均等割・所得割 課税
	法人事業税	非課税	課税
	不動産取得税	減免措置あり	不動産を取得した時点の評価額 課税
国税	法人税	非課税	課税
	登録免許税	課税	課税

※1 一定の条件を満たす必要がありますので、詳細は資産税課にお問い合わせください。

5 財産目録・構成員名簿の作成（地方自治法第260条の4）

（1）財産目録の作成

認可を受ける時及び毎年1月から3月までの間に財産目録を作成し、常に事務所に備え置いてください。

※ 特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成します。

（2）構成員名簿の作成

構成員名簿を作成し、常に事務所に備え置いてください。また、構成員の変更があるごとに訂正してください。

6 告示された事項に変更があった場合

告示事項に変更があったときは、告示事項変更届出書（様式7）に変更があった旨を証する書類（総会資料及び議事録の写し）を添付して届け出てください。

7 規約を変更する場合

規約の変更は市長の認可を受けて効力を生じることになりますので、規約変更認可申請書（様式8）に次の書類を添付して申請してください。

- ① 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- ② 規約変更を総会で決議したことを証する書類（総会の資料及び議事録の写し）

8 団体が解散したとき

団体が解散した場合及び清算終了した場合には、市長に対して届出が必要です。

9 団体が他の団体と合併するとき

同一市町村内の認可地縁団体同士に限り、合併することができます。合併には、市長の認可が必要になるため、認可申請書（様式20）に次の書類を添付して申請してください。

- ① 合併後の団体の規約
- ② 合併の認可を申請することについて合併しようとする各団体の総会で議決したことを証する書類
- ③ 合併後の団体の構成員の名簿
- ④ 地域的な共同活動を行うことを目的とし、合併しようとする各団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類
- ⑤ 合併しようとする各団体の規約
- ⑥ 申請者が合併しようとする各団体の代表者であることを証する書類

10 その他

(1) 通常総会の開催（地方自治法第260条の13、15～17）

- 代表者は、少なくとも毎年1回、構成員の通常総会を開いてください。
- 総会の招集は、少なくとも5日前にその会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従って行ってください。
- 許可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除いて、すべて総会の決議によって行います。
- 総会においては、規約に特段の定めがあるときを除いて、あらかじめ通知した事項についてのみ決議をすることができます

(2) その他（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第78条準用）

代表者その他の代理人が、その職務を行うについて、他人に加えた損害を賠償する責任があります。

(3) 認可後の地縁による団体の性格

- 市町村長の認可をもって権利能力を有し、法人格を得ることとなり、その目的の範囲内で権利能力を有します。
- 自治会等名義で不動産等の登記や財産の取得等が可能となります。なお、この際、認可を受けた自治会等である旨の証明書が必要になります。不動産登記の手続きについては、法務局にお問い合わせ下さい。
- 認可を受けた自治会等については、地方自治法第260条の2第15項の規定に基づき、一般の法人に関する基本法である一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の所要の規定が準用されることとなります。

※ 市との関係は認可の前後で何ら変わりありません。従前どおり、自治会等活動は住民により自発的に行われます。

IV. 認可の取り消しと解散

1 認可の取り消し（地方自治法第260条の2第14項）

市長は、認可地縁団体が認可要件のいずれかを欠くこととなったとき又は不正な手段により認可を受けたときは、その認可を取り消すことができます。

- ① 認可を受けた団体が、スポーツや社会福祉などの特定の活動のみ行っている、または相当の期間にわたって活動していないとき
- ② 認可を受けた区域が編成を繰り返すなど不安定な状態にあるとき
- ③ 構成員が多数脱退し、「相当数の者」が構成員となっているとは認められなくなったとき
- ④ 規約等について、認可要件に必要な事項が廃止されたとき
- ⑤ 地縁団体の代表者、構成員又は第三者が、詐欺、威迫等不正な手段により認可を受けたとき

2 解散（地方自治法第260条の20）

認可地縁団体が次の事由に該当するときは解散します。解散及び清算や破産については、市長に遅滞なくその旨を届け出てください。

- ① 規約で定めた解散事由が発生したとき
- ② 破産手続開始を決定したとき
- ③ 地方自治法第260条の2第14項の規定による同条第1項の認可が取消されたとき
- ④ 総会の決議があったとき
- ⑤ 構成員が欠けたとき
- ⑥ 合併したとき（合併により当該認可地縁団体が消滅する場合に限る。）

V. 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例

1 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例とは

認可地縁団体が所有する不動産については、登記簿の登記名義人が多数で相続登記がされていないなど登記義務者が判明しない場合があり、認可地縁団体への所有権の移転登記に支障をきたしていました。

そのため、平成27年4月1日より地方自治法が改正され、認可地縁団体が一定期間所有（占有）していた不動産であって、登記名義人やその相続人の全てまたは一部の所在が知れない場合、一定の手続きを経ることで、認可地縁団体への所有権の移転登記を可能にする特例規定が設けられました。

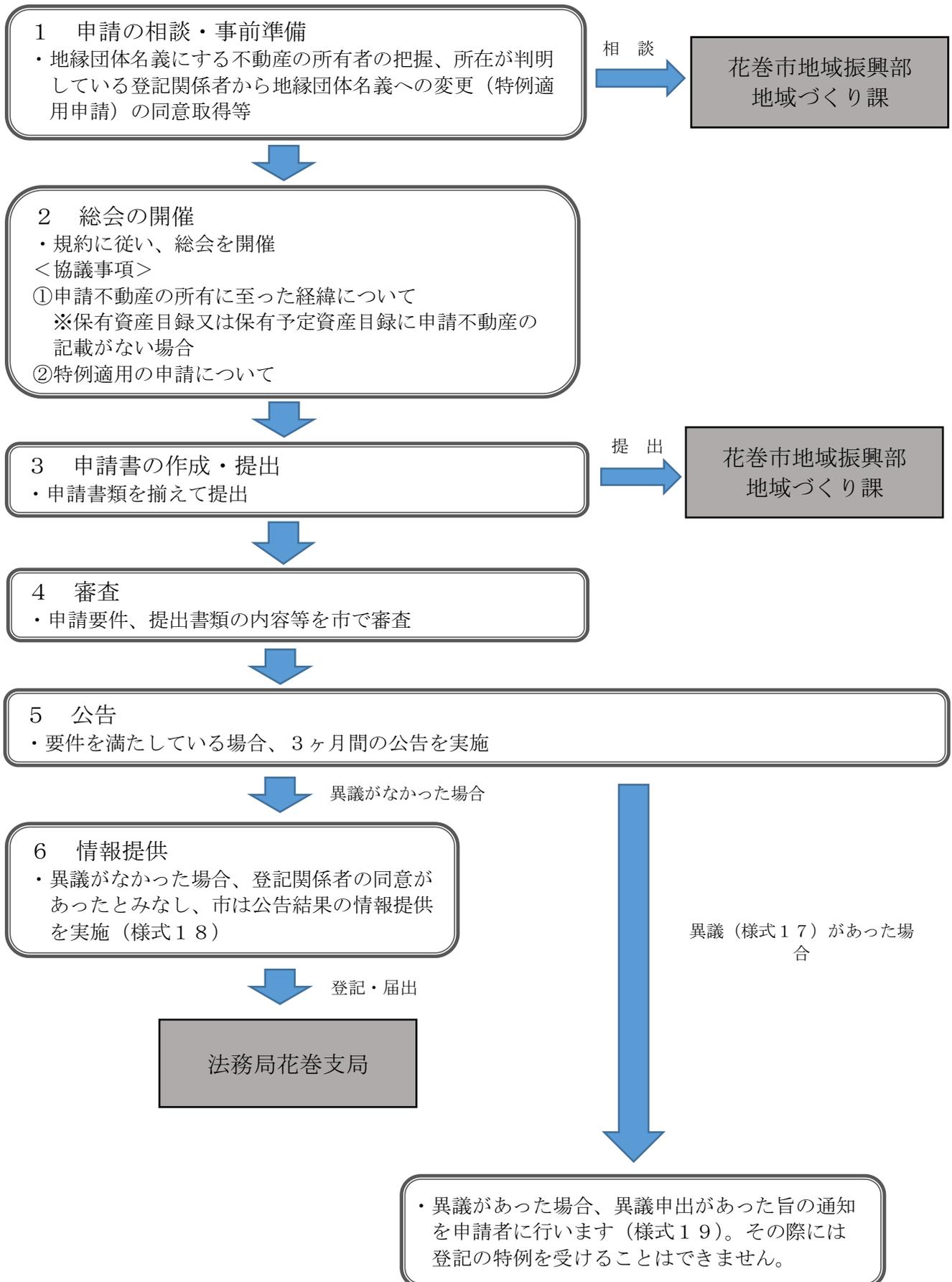
なお、市の認可を受けていない地縁団体が、特例規定の対象となる不動産を所有している場合は、市の認可を受けて認可地縁団体を設立した後であれば、特例適用を申請できます。

2 申請の要件

下記の全ての要件を満たしている必要があります。

- ①不動産を所有していること
- ②不動産を10年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していること
- ③不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員又はかつて認可地縁団体の構成員であった者であること
- ④不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと

3 申請の流れ



4 申請書類

(1) 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書（様式16）

- 申請書には、次の（2）～（5）の書類を添付してください。

(2) 申請不動産の登記事項証明書

- 法務局にて発行を受けてください。

(3) 申請不動産に関し、地方自治法第260条の46第1項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類

- 特例規定の申請について議決を得た総会の議事録（署名・押印のあるもの）の写しを添付してください。

(4) 申請者が代表者であることを証する書類

- 申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会の議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名、押印のあるものと、申請者が代表者となることを受諾した旨の承諾書で、申請者本人の署名、押印のあるものが必要です。

(5) 地方自治法第260条の46第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

①不動産を所有していること

②不動産を10年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していること

- i) 申請不動産の所有又は占有に係る事実が記載された認可地縁団体の事業報告書等
- ii) i) のほか、
 - ・ 公共料金の支払領収書
 - ・ 閉鎖登記簿の登記事項証明書又は謄本
 - ・ 旧土地台帳の写し
 - ・ 固定資産税の納税証明書
 - ・ 固定資産課税台帳の記載事項証明書 等
- iii) ii) の資料が入手困難な場合、その理由を記載した書面、
 - ・ 認可地縁団体が申請不動産を所有又は占有していることについて、申請不動産の隣地の所有権の登記名義人や申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等の証言を記載した書面
 - ・ 認可地縁団体による申請不動産の占有を証する写真 等

③不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員又はかつて認可地縁団体の構成員であった者であること

i) 下記の書類

- ・ 認可地縁団体の構成員名簿
- ・ 市区町村が保有する地縁団体台帳
- ・ 申請不動産が墓地である場合、墓地の使用者名簿 等

ii) i) の資料が入手困難な場合には、その理由を記載した書面、

- ・ 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員又はかつて認可地縁団体の構成員であった者であることについて、申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等の証言を記した書面 等

④不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと

i) 登記記録上の住所の属する市町村の長が、当該市町村に登記関係者の「住民票」及び「住民票の除票」が存在しないことを証明した書面（不在住証明書）

ii) 登記記録上の住所に宛てた登記関係者宛の配達証明付き郵便が不到達であった旨を証明する書面

iii) 申請不動産の所在地に係る精通者等が登記関係者の現在の所在を知らない旨の証言を記載した書面

※なお、全部又は一部の所在が知れないこととは、全部の所在が知れていること以外は全て含まれることとなるため、登記関係者のうち少なくとも一人について、所在の確認を行った結果、所在が知れないことを疎明するに足りる資料を添付できれば当該要件を満たすこととなります。この場合において、認可地縁団体が当該事項を疎明するに当たっては、所在が判明している登記関係者から、特例規定の申請を行うことについての同意を得ておくことが望ましいです。

5 その他

当該特例規定は、認可地縁団体が所有する不動産について、その所有権の保存又は移転の登記を認可地縁団体のみ申請により可能とするものですが、不動産登記は対抗要件としての公示制度と位置づけられるものであり、当該不動産の所有権の有無を確定させるものではありません。

VI. 参考例・様式集

1 規約作成例

〇〇自治会（町内会）規約

第1章 総則

（目的）

第1条 本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) 福利、厚生に関すること
- (5) 防火、防災、防犯及び交通安全に関すること
- (6) 文化、体育、レクリエーション等に関すること
- (7) その他目的達成に必要なこと

（名称）

第2条 本会は、〇〇自治会（町内会）と称する。

（区域）

第3条 本会の区域は、花巻市〇〇町×丁目全域及び△△町□番〇号から□□番〇〇号までの区域とする。

（主たる事務所）

第4条 本会の主たる事務所は花巻市〇〇町×丁目□番〇号に置く。

第2章 会員

（会員）

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

（会費）

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

①「〇〇会則」や「〇〇規則」でもよい。

- ①「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うこと」が目的である旨を必ず規約に明記すること。
- ②スポーツや芸術などの特定の活動のみを目的とするような記載は認められない。
- ③この目的の範囲内において団体は権利義務を有することになることから、具体的な活動内容を盛り込むこと。

①名称はこれまで使用してきた自治会等の名称でよい。

- ①住民にとって客観的に明らかなものとして定める必要があり、自治会等活動の基盤となっている区域を表示するほか、「〇〇行政区の区域」や、他の住民にとって団体の区域が客観的に一義的なものとして認識できれば河川・道路等による区域の表示も可能。

①主たる事務所1か所について定め、この所在地が団体の住所となる。地番等により規定するほか、「本会の主たる事務所は、代表者の自宅に置く。」という規定も可能。

- ①区域に住所を有する者は誰でも構成員となることができ、年齢、性別、国籍等の制限はできない。また、世帯単位は認められない。
- ②法人、組合等は構成員とはなれないが、「本会の活動を賛助する法人及び団体は、賛助会員になることができる。」と規定し、表決権等は有しないものの活動の賛助等の形で参加することはできる。

- ①会費は会員、団体にとって重要事項であるため、規約に金額も含めて定めるか、または「総会において決するもの」と規約で定めること。
- ②第5条で賛助会員を規定する場合、「2 賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。」と規定する。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、〇〇に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には退会したものとす。

(1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

(2) 本人から〇〇に定める退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員

(役員の種類別)

第9条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 〇名

(3) 庶務 〇名

(4) 会計 〇名

(5) 専門部長 〇名

(6) 監事 〇名

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 庶務は、会務を記録し、会の内外への連絡、広報などを行う。

4 会計は、本会の会計事務を処理し、必要な書類を管理する。

5 専門部長は、各専門部を代表し、専門の業務を行う。

6 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること

(2) 会長、副会長及びその他の役員業務執行の状況を監査すること

(3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること

(4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること

①入会申込書の様式は、入会希望者の意思が会として確認できるものである必要がある。

②認可申請時点で構成員名簿に掲載されている会員については、手続きの整合性から現に入会しているものと解される。

③第5条の趣旨から、入会に際し、年齢等の入会制限は認められない。

①退会届の様式は、退会希望者の意思が会として確認できるものである必要がある。

②本人の退会の意思にいかなる意味でも制約を加えることは認められない。

①代表者は必ず1名置くこと。

②第11条第2項の関連で副会長を置くこと。

③会長、副会長及び監事以外の役員は「その他の役員 〇名」と規定してもよい。

①法律上、団体の代表権は代表者(会長)1人に帰属するので、会長が事故等により職務を行って得なくなった場合に備えて、副会長が会長の職務を代行することを規定しておくこと。

②第9条の役員の種類別に合わせて職務を規定する。

(役員任期等)

- 第12条 役員任期は〇年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 4 役員が次の事項に該当するに至ったときは、総会の議決を経て解任することができる。
- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき
 - (2) 職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があったとき

第4章 組織

(専門部)

- 第13条 本会は、次の専門部を置く。
- (1) ○ ○ 部
 - (2) ○ ○ 部

(班)

- 第14条 本会の運営を円滑に行うため班を置く。
- 2 各班では、会員の中から班長を選出する。

第5章 総会

(総会の種別)

- 第15条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

- 第16条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

- 第17条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

- ① 役員任期は、法律上特に規定はないが、数か月といった短いもの、またあまりに長期にわたるものは種々の弊害を生ずるといえる。また、事務執行上支障が生じないよう本条第3項の定めを置くこと。
- ② 役員解任の手続きを定める場合は、選任の手続きと同様に定めることが適当である。

- ① 第4章の組織については、必要な場合に定める。

- ① 通常総会及び臨時総会の招集方法、議決方法及び議決事項などを定める。

- ① 総会は、団体の運営に関する事項のうち、規約により役員に委任したものを除き全ての事項について議決できる。
- ② 規約の改正等法律上総会の専権事項とされているものについては、規約をもってしても他へ委任できない。
- ③ 総会で議決すべきものの例示は次のとおり。
- (1) 事業計画、事業報告に関する事項
 - (2) 予算、決算に関する事項
 - (3) 資産及び会費に関する事項
 - (4) 役員選任に関する事項
 - (5) 規約の改正に関する事項
 - (6) その他重要事項

(総会の開催)

- 第18条 通常総会は、毎年度決算終了後〇か月以内に開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき
 - (3) 第11条第6項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき
- 3 総会において決議をすべき場合において、会員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。
- 4 前項の場合において、その決議は総会の決議と同一の効力を有する。

(総会の招集)

- 第19条 総会は、会長が招集する。
- 2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の〇日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

- 第20条 総会の議長は、その総会において出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

- 第21条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

- 第22条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 2 総会において決議すべきものとされた事項について会員全員の書面又は電磁的方法による合意があったときは、書面又は電磁的方法による決議があったものとみなす。
- 3 前項の場合において、その決議は総会の決議と同一の効力を有する。

- ①法第260条の13により、通常総会は少なくとも毎年1回開催する必要がある。
- ②法第260条の4により、年度終了後3か月以内に財産目録を作成する必要があることから、事業報告及び決算を作成し、その承認を行うために、通常総会を年度終了後3か月以内に開催する必要がある。
- ③「5分の1」の定数を規約において増減することは可能だが、会員の総会招集を求める権利を奪うこととならないよう留意する。
- ④法第260条の19の2により、会員全員の承諾が得られない場合は、総会の省略は認められていない。

- ①総会の招集は、法260条の15により、少なくとも5日前までに通知を行うこと。

- ①総会の議長は必ず会員の中から選出する。
- ②会長は会員の中から選任されていることから「総会の議長は、会長がこれに当たる」と定めることも可能。

- ①定足数、議決に要する会員数については、地方自治法において特に定められていないが、このように規定することが適切である。
なお、第24条の書面表決等を行った会員及び委任により代理行使した会員数を含む。

- ①直接集まって意見を述べたい会員がいる場合、総会の場所を確保し、その機会を設けることは必要となる。

(会員の表決権)

第23条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

- (1) ○○○○○
- (2) ×××××

(総会の書面表決等)

第24条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第21条及び第22条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第25条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名（又は記名）押印をしなければならない。

①表決権は、法260条の18の規定により、会員1人1票を原則とするもの。

②未成年の表決権の行使は、民法第5条の規定により法定代理人の同意を要するため、親権者の同意又は代理により行使する。

③本条第2項は、前項の1人1票の原則の例外として、世帯全体で1票とするもの。

④この規定により、世帯単位で表決権を行使する場合でも、各個人の表決権を奪うことはできないことから、世帯の代表者1人に個人の表決権を委任することにより世帯の表決権を行使することとなる。

※どの事項がこれに該当するかについては、世帯単位で活動し、意思決定を行うことが沿革的にも実態的にも地域社会において是認され、そのことが合理的であると団体内で認められる事項に限られる。よって、規約変更、財産処分、解散の議決、代表者や監事の選任などに同項を適用することは、適当ではない。

①電磁的方法は、電子メールなどによる送信、ウェブサイト、アプリケーションを利用した表決などで、出力して書面にすることが可能なものである必要がある。

①会議が有効に成立し、かつ有効に議決されたことを証明するために、議事録を作成する必要がある。

②議事録は、認可申請、告示事項変更届、規約変更認可申請等に必要となる。

第6章 役員会

(役員会の構成)

第26条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第27条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第28条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員のお分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から〇日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも〇日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第29条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第30条 役員会には、第21条、第22条、第24条及び第25条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第31条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第32条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第33条 本会の資産で第31条第1号に掲げるものうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において〇分の△以上の議決を要する。

①団体の最高意思決定機関は総会だが、総会を度々招集することは実際には極めて困難であることから、役員会において実務上の執行に関する事項等を決定することが会の運営上適切と考えられる。

②監事は、会務の執行を監査する職務上、役員会の表決権等を有しないが、役員会に出席し、会務の適切な執行のため意見を述べるべきと考えられる。

①法第260条の4により、「財産目録」は設立時及び毎年(年度)初3か月以内に作成して、常に事務所に備え置く必要がある。

①団体の活動上、重要な資産の処分には、総会の議決を要することとする必要がある。

(経費の支弁)

第34条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第35条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第36条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3か月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第37条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、△年△日に終わる。

第8章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第38条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、花巻市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第39条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(合併)

第40条 本会は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、花巻市長の認可を受けなければ合併することはできない。

①事業計画及び予算の議決を年度開始前に行い、事業報告及び決算の承認を年度終了後に行うためには、通常総会を年2回行うことが必要となるが、通常総会は年度終了後3か月以内に1回行うのが通例であることから、年度開始前に総会を開催し、事業計画及び予算の議決を行わない限り、年度開始当初から通常総会において予算が議決される日までの間は、予算がないことになるため、第35条第2項のように定めておくことが、実務上適当である。

①会計年度の定めは特に制限がなく、一般的には4月1日から翌年3月31日までや、1月1日からその年の12月31日までとする例が多い。

①規約の変更は、法第260条の3の規定により総会の専権事項であり、また、花巻市長の認可を受けなければその効力は生じない。

②議決数の「4分の3」の定数を変更することは可能だが、規約変更という重要事項を少数会員の意思により決定することのないよう、定数引き下げは慎重であるべきである。

①法第260条の20及び第260条の21の規定により、(1)破産、(2)認可の取消、(3)総会員の4分の3以上の同意による総会の決議、(4)構成員の欠亡の場合に、当該認可地縁団体は解散することとなる。

②総会議決数の「4分の3」の定数については変更することは可能だが、少数会員の意思によって解散することを可能とする規定は適当ではないことに留意すること。

①法第260条の38の規定により、同一市町村内の認可地縁団体同士の合併に限られる。

②総会議決数の「4分の3」の定数については変更することは可能だが、少数意見の意思によって合併することを可能とする規定は適当ではないことに留意すること。

(残余財産の処分)

第41条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の〇分の△以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第9章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第42条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第43条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、〇〇が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、〇年〇月〇日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第35条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第37条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から〇年〇月〇日までとする。

①法260条の31第1項に基づき、解散した団体の財産は、規約で指定することが可能だが、営利法人等を帰属権利者とするのは、適当ではない。したがって、地方公共団体や当該法人以外の認可地縁団体又は類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属させることが適当である。

②残余財産の帰属権利者を決定する総会の議決は、解散の決議と同様に総会員の「4分の3」以上の議決を経ることが望ましい。

①規約施行上の細則を定める者は、会長でも役員会等でもよいが、必ず委任することについて総会の議決を得る必要がある。なお、細則としては、「弔慰金規程」や「旅費規程」などがある。

①認可後に認可年月日を記入する。(「花巻市長の認可の日から施行する。」と規定しても差し支えない。)

②附則第2項及び第3項は年度途中に設立認可を予定する場合は、規定することが適当である。

2 申請書等様式

- 様式1 認可申請書
- 様式4 代表者の承諾書
- 様式5 職務執行停止、職務代行者の有無
- 様式6 代理人の告示
- 様式7 告示事項変更届出書（1 代表者）
- 様式7 告示事項変更届出書（2 事務所）
- 様式7 告示事項変更届出書（3 区域）
- 様式8 規約変更認可申請書
- 様式13 認可地縁団体台帳
- 様式16 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書
- 様式17 申請不動産の登記移転等に係る異議申出書
- 様式18 公告結果（承諾）情報提供書
- 様式19 公告結果（異議申出あり）通知書
- 様式20 合併認可申請書
- 様式21 合併に係る債権者保護手続終了届出書
- ・ 認可地縁団体印鑑登録証明書
 - ・ 認可地縁団体印鑑登録原票
 - ・ 認可地縁団体印鑑登録廃止申請書
 - ・ 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書
 - ・ 委任状

様式 1

年 月 日

花巻市長 様

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び主たる事務所の所在地
名 称
所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため
認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていること
を記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類

様式4

地縁による団体の代表者の承諾書

地縁による団体の名称

.....

地縁による団体の主たる事務所の所在地

.....

上記の地縁による団体の代表者となることを承諾しました。

年 月 日

住 所

.....

氏 名

.....

様式5

代表者の職務執行停止の有無、職務代行者選任の有無

地縁による団体の名称

.....

代表者名

.....

1 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無

(1) 有

(2) 無

2 裁判所による代表者の職務代行者選任の有無

(1) 有 職務代行者選任有りの場合

職務代行者 氏 名

.....

住 所

.....

(2) 無

※ 裁判所による代表者の職務執行の停止並びに職務代行者選任は、裁判所において民事保全法第24条（仮処分の方法）により、仮処分命令の申立ての目的を達するために行う処分です。該当者のない団体は、「無」の番号に○をしてください。

様式6

<h2>代理人の有無</h2>	
	地縁による団体の名称
	代表者名
1 代理人の有無	
(1) 有	代理人有りの場合
	代理人 氏 名
	住 所
(2) 無	

※ 「代理人」は、地方自治法第260条の8の代理人及び第260条の10の特別代理人をいいます。該当のない団体は、「無」の番号に○印をしてください。

参考：地方自治法の規定

- ・第260条の8 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。
- ・第260条の10 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

様式7

年 月 日

花巻市長

様

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称
所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名
住 所

告示事項変更届出書（代表者の変更）

下記事項について変更があったので、地方自治法 260 条の 2 第 11 項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

- 1 変更があった事項及びその内容
 - (1) 変更事項 代表者の変更
 - (2) 変更内容

ア 新代表者 氏 名
住 所

イ 旧代表者 氏 名
住 所

2 変更年月日 年 月 日

3 変更の理由

※ 代表者変更の場合は、様式4「地縁による団体の代表者の承諾書」を添付してください。

年 月 日

花巻市長

様

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称
所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名
住 所

告示事項変更届出書（事務所の変更）

下記事項について変更があったので、地方自治法 260 条の 2 第 11 項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

- 1 変更があった事項及びその内容
 - (1) 変更事項 事務所の変更
 - (2) 変更内容

ア 新事務所

イ 旧事務所

- 2 変更年月日 年 月 日

- 3 変更の理由

年 月 日

花巻市長

様

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称
所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名
住 所

告示事項変更届出書（区域の変更）

下記事項について変更があったので、地方自治法 260 条の 2 第 11 項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

- (1) 変更事項 区域
- (2) 変更内容

ア 変更前

イ 変更後

2 変更年月日

年 月 日

3 変更の理由

年 月 日

花巻市長

様

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第 260 条の 3 第 2 項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

様式13

地縁団体台帳（岩手県花巻市）

枚数	名称		代表者に関する事項	年 月 日	年 月 日
	原 因	原 因		告 示 年 月 日	告 示 年 月 日
		年 月 日認可 年 月 日告示		年 月 日	年 月 日
		年 月 日認可 年 月 日告示		年 月 日告示	年 月 日告示
	主たる事務所			年 月 日	年 月 日
	花巻市	年 月 日 年 月 日告示		年 月 日告示	年 月 日告示
		年 月 日 年 月 日告示		年 月 日	年 月 日
		年 月 日 年 月 日告示		年 月 日告示	年 月 日告示
	代表者に関する事項	年 月 日 原 因 告 示 年 月 日	年 月 日 原 因 告 示 年 月 日	年 月 日告示	年 月 日告示
	花巻市	年 月 日 年 月 日告示	年 月 日 年 月 日告示	年 月 日告示	年 月 日告示
		年 月 日 年 月 日告示		年 月 日	年 月 日
		年 月 日告示 年 月 日告示		年 月 日告示	年 月 日告示
		年 月 日 年 月 日告示		年 月 日告示	年 月 日告示
		年 月 日 年 月 日告示		年 月 日告示	年 月 日告示
		年 月 日告示		認可年月日	年 月 日
		年 月 日告示		台帳を起こした年月日	年 月 日

名称等欄 1丁

名称	
規約に定める目的	

目的欄 1丁

年 月 日

花巻市長 様

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地
 名 称
 所在地

代表者の氏名及び住所
 氏 名
 住 所

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第260条の46第1項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

- 申請不動産（所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産）に関する事項
 ・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

- ・土地

地 目	面 積	所 在 地

- ・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所
 氏名又は名称
 住 所

(別添書類)

- 1 申請不動産の登記事項証明書
- 2 申請不動産に関し、地方自治法260条の46第1項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
- 3 申請者が代表者であることを証する書類
- 4 地方自治法第260条の46第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

「申請不動産に関する事項」の記載要領

○ 申請不動産に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地
〇〇町内集会所	〇〇㎡	所在：花巻市〇〇△-□ 家屋番号：〇番

・土地

地 目	面 積	所 在 地
宅地	〇〇.〇〇㎡	花巻市〇〇△-□

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

①〇〇町内集会所

花巻市〇〇▲-■ 花巻 太郎

②宅地

花巻市〇〇▲-■ 花巻 次郎

【建物について】

○名称…〇〇町内集会所、△区公民館等の名称が付されている場合はこれによること。そうでない場合は、「集会所」「事務所」「居宅」等の区分によること（参照：不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第113条第1項及び不動産登記事務取扱手続準則（平成17年2月25日付け法務省民二第456号法務省民事局長通達）第80条第1項）

○延床面積…不動産登記規則第115条に基づき各階ごとに算出された床面積を合計したものとすること。

（注）不動産登記規則第115条「建物の床面積は、各階ごとに壁その他の区画の中心線（区分建物にあっては、壁その他の区画の内側線）で囲まれた部分の水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、一平方メートルの百分の一未満の端数は、切り捨てるものとする。」

○所在地…市区町村内の地番（不動産登記法第44条第1項第1号）及び家屋番号（同項第2号）まで記載すること。

【土地について】

○地目…不動産登記規則第99条に定める区分により定めるものとする。

（注）不動産登記規則第99条「地目は、土地の主たる用途により、田、畑、宅地、学校用地、鉄道用地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園及び雑種地に区分して定めるものとする。」

○面積…不動産登記規則第100条に定める「地積」と同一とすること。

（注）不動産登記規則第100条「地積は、水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、一平方メートルの百分の一（宅地及び鉱泉地以外の土地で十平方メートルを超えるものについては、一平方メートル）未満の端数は、切り捨てる。」

○所在地…市区町村内の地番（不動産登記法第34条第1項第2号）まで記載すること。

年 月 日

花巻市長 様

異議を述べる者の氏名及び住所
氏 名
住 所

申請不動産の登記移転等に係る異議申出書

地方自治法第 260 条の 46 第 2 項の規定による公告に基づき、当該公告を求める申請を行った認可地縁団体が申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて、下記のとおり異議を述べる旨、申し出ます。

記

1 公告に関する事項

- (1) 申請を行った認可地縁団体の名称
- (2) 申請不動産に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称
住 所

- (3) 公告期間

2 異議を述べる登記関係者等の別

- 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
- 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
- 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

3 異議の内容（異議を述べる理由等）

（別添書類）

- 申請不動産の登記事項証明書
- 住民票の写し
- その他の市町村長が必要と認める書類（ ）

（注）この異議申出書に記載された事項については、その後の当事者間での協議等を円滑にするため認可地縁団体に通知されます。

年 月 日

御中

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏名

住所

花巻市長

公告結果（承諾）の情報提供について

地方自治法第260条の46第1項の規定により、 年 月 日付け文書をもって申請のあった不動産については、同条第2項の規定により公告をした結果、登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかつたため、同条第3項の規定により、貴認可地縁団体が当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があつたものとみなすこととなりましたので、同条第4項に規定する証する情報を提供します。

1 公告に関する事項

(1) 申請を行った認可地縁団体の名称

(2) 申請不動産に関する事項

・建物

名称	延床面積	所在地

・土地 ・土地

地目	面積	所在地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住所

(3) 公告期間 年 月 日から 年 月 日

2 公告の結果

1の公告については、1(3)の公告期間内に異議の申出はありませんでした。

御中

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

花巻市長

公告結果（異議申出あり）通知書

地方自治法第260条の46第1項の規定により、 年 月 日付け文書をもって申請のあった不動産については、同条第2項の規定により公告をした結果、登記関係者等による異議の申出がありましたことを、同条第5項の規定に基づき通知します。

1 公告に関する事項

(1) 申請を行った認可地縁団体の名称

(2) 申請不動産に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住 所

(3) 公告期間 年 月 日から 年 月 日

2 異議の内容等

(1) 異議を述べた登記関係者等

氏名

住所

登記関係者等の別

(2) 異議を述べた年月日

(3) 異議を述べた理由等

年 月 日

花巻市長

様

認可地縁団体甲

合併しようとする認可地縁団体の
名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

認可地縁団体乙

合併しようとする認可地縁団体の
名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

認 可 申 請 書 （ 合 併 ）

地方自治法第260条の39第3項の規定により、合併の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

○ 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立する認可地縁団体

(以下「合併後の認可地縁団体」という。)に関する事項

・ 合併後の認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

・ 合併後の認可地縁団体の代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

・ 合併により消滅する認可地縁団体の名称

名 称

(別添書類)

1 合併後の認可地縁団体の規約

2 地方自治法第260条の39第3項の認可を申請することについて合併しようとする各認可地縁団体の総会で議決したことを証する書類

3 合併後の認可地縁団体の構成員の名簿

4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類

5 合併しようとする各認可地縁団体の規約

6 申請者が合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証する書類

年 月 日

花巻市長

様

認可地縁団体甲

合併しようとする認可地縁団体の
名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

認可地縁団体乙

合併しようとする認可地縁団体の
名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

合併に係る債権者保護手続終了届出書

地方自治法第260条の40並びに第260条の41第1項及び第2項の規定による手続が終了したので、同条第3項の規定により、別添書類を添えて届け出ます。

(別添書類)

- 地方自治法第260条の40第2項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、同法第260条の41第2項の規定によりその債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書類

認可地縁団体印鑑登録申請書

年 月 日

花巻市長	様	
登録しようとする 認可地縁団体印鑑	認可地縁団体の 名 称	
<div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; margin: auto;"></div>	認可地縁団体の主たる 事務所の所在地	
	登 録 資 格	
	氏 名	⑩
	生年月日	年 月 日
	住 所	

上記のとおり、認可地縁団体印鑑の登録を申請します。	
申請者	<input type="checkbox"/> 本人 <u>住所</u> _____
	<input type="checkbox"/> 代理人 <u>氏名</u> _____

(注)

- 1 この申請は、本人が自ら手続してください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録を受けようとする認可地縁団体印鑑を併せて提出してください。
- 3 氏名の次には、本市において登録されている個人の印鑑を押印するとともにその個人印鑑の印鑑登録証明書を掲示してください。
- 4 「登録資格」欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

認可地縁団体印鑑登録原票

登録印鑑印影	認可地縁団体の 名 称	
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>	認可地縁団体の主たる 事務所の所在地	
	登 録 資 格	
	氏 名	<div style="text-align: right;">⑩</div> 生年月日 年 月 日

登 録 番 号	
登 録 年 月 日	
認可地縁団体の 認可年月日	
登録資格者の住所	
備考	

認可地縁団体印鑑登録廃止申請書

年 月 日

花巻市長

様

廃止しようとする 認可地縁団体印鑑 	認可地縁団体の 名 称	
	認可地縁団体の主たる 事務所の所在地	
	登 録 資 格	
	氏 名	生年月日 年 月 日 ⑩

上記のとおり、認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請します。

廃止の理由 亡失
 破損
 上記以外の理由 ()

申請者 本人 住所 _____
 代理人 氏名 _____

(注)

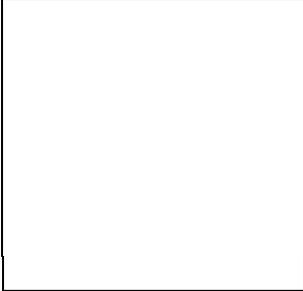
- この申請は、本人が自ら手続してください。代理人による場合は、委任の旨を証する書面が必要です。
- 登録を受けようとする認可地縁団体印鑑を亡失された場合には、本市において登録されている個人の印鑑を押印するとともに、その個人印鑑の印鑑登録証明書を掲示してください。
- 「登録資格」欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

年 月 日

花巻市長

様

登録されている 認可地縁団体印鑑 	認可地縁団体の 名 称	
	認可地縁団体の主た る事務所の所在地	
	登 録 資 格	
	氏 名	生年月日 年 月 日

上記のとおり、認可地縁団体印鑑登録証明書__枚の交付を申請します。

申請者 本人 住所_____

代理人 氏名_____

(注)

- 1 この申請は、本人が自ら手続してください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 「登録資格」欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

委 任 状

委任を受けた者	住所		
	氏名 ①	生 年 月 日	年 月 日
委任の事項	1 認可地縁団体印鑑の申請に関する事。 2 認可地縁団体の登録廃止に関する事。 3 認可地縁団体印鑑登録証明書の交付申請書に関する事。		

私は、上記の者を代理人として所定の権限を委任します。

年 月 日

委任する人
住 所
氏 名

登録印鑑

(注) 委任する人の「登録印鑑」の欄には、本市において登録されている個人の印鑑を押印してください。

3 参考法令

1 地方自治法（地方自治法施行令及び地方自治法施行規則を含む。）

第260条の2 〔地縁による団体〕

1 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

2 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。

(1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。

(2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

(3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていること。

(4) 規約を定めていること。

地方自治法施行規則第18条 〔地縁による団体が行う申請〕

地方自治法第二百六十条の二第二項に規定する申請は、同条第一項に規定する地縁による団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該地縁による団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

(1) 規約

(2) 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

(3) 構成員の名簿

(4) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

(5) 申請者が代表者であることを証する書類

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

第18条の2 〔認可地縁団体合併の認可申請〕

地方自治法第二百六十条の三十九第四項において準用する同法第二百六十条の二第二項に規定する申請は、合併しようとする各認可地縁団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該各認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

(1) 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立する認可地縁団体（以下「合併後の認可地縁団体」という。）の規約

(2) 地方自治法第二百六十条の三十九第三項の認可を申請することについて合併しようとする各認可地縁団体の総会で議決したことを証する書類

(3) 合併後の認可地縁団体の構成員の名簿

(4) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類

(5) 合併しようとする各認可地縁団体の規約

(6) 申請者が合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証する書類

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

3 規約には次に掲げる事項が定められていなければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 区域
- (4) 主たる事務所の所在地
- (5) 構成員の資格に関する事項
- (6) 代表者に関する事項
- (7) 会議に関する事項
- (8) 資産に関する事項

4 第二項第二号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならない。

5 市町村長は、地縁による団体が第二項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第一項の認可をしなければならない。

6 第一項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。

7 第一項の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。

8 認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

9 認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない。

10 市町村長は、第一項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があつたときも、また同様とする。

地方自治法施行規則第19条 [地縁による団体を認可した場合の告示]

地方自治法第二百六十条の二第十項に規定する告示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号の場合に該当する旨を明示した上で当該各号に定める事項について行うものとする。

- (1) 地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を行つた場合
 - イ 名称
 - ロ 規約に定める目的
 - ハ 区域
 - ニ 主たる事務所
 - ホ 代表者の氏名及び住所
 - ヘ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
 - ト 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
 - チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
 - リ 認可年月日

- (2) 土地改良法第七十六条の十三第三項の通知があつた場合
～ 記載省略 ～
- (3) 森林組合法第百条の二十二第三項の通知があつた場合
～ 記載省略 ～
- (4) 解散した場合（破産及び合併による場合を除く。）
 - イ 名称
 - ロ 区域
 - ハ 主たる事務所
 - ニ 清算人の氏名及び住所
 - ホ 解散事由
 - ヘ 解散年月日
- (5) 清算終了の場合
 - イ 名称
 - ロ 区域
 - ハ 主たる事務所
 - ニ 清算人の氏名及び住所
 - ホ 清算終了年月日
- (6) 前二号の場合並びに破産及び合併による場合を除くほか、地方自治法第二百六十条の二第十一項の規定により、告示された事項に変更があつたとして届出があつた場合
告示した事項のうち変更があつた事項及びその内容
 - 2 前項の告示は、遅滞なく行わなければならない。

11 認可地縁団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。

地方自治法施行規則第20条 [告示事項の変更についての届出]

地方自治法第二百六十条の二第十一項に規定する届出は、認可地縁団体の代表者が、届出書に告示された事項に変更があつた旨を証する書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

2 前項の届出書の様式は、別記のとおりとする。

12 何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第十項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。

地方自治法施行規則第21条 [告示事項の証明書の請求]

地方自治法第二百六十条の二第十二項に規定する請求は、請求者の氏名及び住所、請求に係る団体の名称及び事務所の所在地を記載した証明書交付請求書を市町村長に提出することにより行うものとする。

2 市町村長は、第十九条及び第二十二條の二の四に掲げる事項を記載した台帳を作成し、前項の請求があつたときは、末尾に原本と相違ない旨を記載した台帳の写しを交付しなければならない。

3 前項の台帳の様式は、別記のとおりとする。

13 認可地縁団体は、第十項の告示があるまでは、認可地縁団体となつたこと及び同項の規定に基づいて告示された事項をもつて第三者に対抗することができない。

14 市町村長は、認可地縁団体が第二項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつたとき、又は不正な手段により第一項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。

15 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八条の規定は、認可地縁団体に準用する。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）

第4条（住所） 一般社団法人及び一般財団法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

第78条（代表者の行為についての損害賠償責任） 一般社団法人は、代表理事その他の代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。

16 認可地縁団体は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体（以下「認可地縁団体」という。）並びに）」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項中「普通法人」とあるのは「普通法人（認可地縁団体を含む。）」と、同条第二項中「除く」とあるのは「除くものとし、認可地縁団体を含む」と、同条第三項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（認可地縁団体及び）」とする。

17 認可地縁団体は、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

第260条の3 〔規約の変更〕

1 認可地縁団体の規約は、総構成員の四分之三以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

2 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第260条の4 〔財産目録及び構成員名簿〕

1 認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年一月から三月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

2 認可地縁団体は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

第260条の5 〔代表者〕

認可地縁団体には、一人の代表者を置かなければならない。

第260条の6 〔認可地縁団体の代表〕

認可地縁団体の代表者は、認可地縁団体のすべての事務について、認可地縁団体を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

第260条の7 〔代表者の代表権の制限〕

認可地縁団体の代表者の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

第260条の8 〔代表者の代理行為の委任〕

認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第260条の9 〔仮代表者〕

認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

第260条の10 〔利益相反行為〕

認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

第260条の11 〔監事〕

認可地縁団体には、規約又は総会の決議で、一人又は数人の監事を置くことができる。

第260条の12 〔監事の職務〕

認可地縁団体の監事の職務は、次のとおりとする。

- (1) 財産の状況を監査すること。
- (2) 代表者の業務の執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告をすること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

第260条の13 〔通常総会〕

認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年一回、構成員の通常総会を開かなければならない。

第260条の14 〔臨時総会〕

1 認可地縁団体の代表者は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

2 総構成員の五分之一以上から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、認可地縁団体の代表者は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総構成員の五分之一の割合については、規約でこれと異なる割合を定めることができる。

第260条の15 〔総会の招集〕

認可地縁団体の総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも五日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従つてしなければならない。

第260条の16 〔認可地縁団体の事務の執行〕

認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によつて行ふ。

第260条の17 [総会の決議事項]

認可地縁団体の総会においては、第二百六十条の十五の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第260条の18 [構成員の表決権]

1 認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする。

2 認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によつて表決をすることができる。

3 前項の構成員は、規約又は総会の決議により、同項の規定による書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。第二百六十条の十九の二において同じ。）により表決をすることができる。

4 前三項の規定は、規約に別段の定めがある場合には、適用しない。

第260条の19 [表決権のない場合]

認可地縁団体と特定の構成員との関係について議決をする場合には、その構成員は、表決権を有しない。

第260条の19の2 [総会の決議方法]

1 この法律又は規約により総会において決議をすべき場合において、構成員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。ただし、電磁的方法による決議に係る構成員の承諾については、総務省令で定めるところによらなければならない。

2 この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項については、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があつたときは、書面又は電磁的方法による決議があつたものとみなす。

3 この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項についての書面又は電磁的方法による決議は、総会の決議と同一の効力を有する。

4 総会に関する規定は、書面又は電磁的方法による決議について準用する。

第260条の20 [認可地縁団体の解散事由]

認可地縁団体は、次に掲げる事由によつて解散する。

- (1) 規約で定めた解散事由の発生
- (2) 破産手続開始の決定
- (3) 第二百六十条の二第十四項の規定による同条第一項の認可の取消し
- (4) 総会の決議
- (5) 構成員が欠けたこと。
- (6) 合併（合併により当該認可地縁団体が消滅する場合に限る。）

第260条の21 [認可地縁団体の解散の決議]

認可地縁団体は、総構成員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第260条の22 [認可地縁団体についての破産手続の開始]

1 認可地縁団体がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなった場合には、裁判所は、代表者若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2 前項に規定する場合には、代表者は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

第260条の23 [清算認可地縁団体]

解散した認可地縁団体は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

第260条の24 [清算人]

認可地縁団体が解散したときは、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、代表者がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において代表者以外の者を選任したときは、この限りでない。

第260条の25 [裁判所による清算人の選任]

前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

第260条の26 [清算人の解任]

重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、認可地縁団体の清算人を解任することができる。

第260条の27 [清算人の職務及び権限]

1 認可地縁団体の清算人の職務は、次のとおりとする。

- (1) 現務の終了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

第260条の28 〔債権の申出の催告等〕

1 認可地縁団体の清算人は、その就職後遅滞なく、公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

3 認可地縁団体の清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

第260条の29 〔期間経過後の債権の申出〕

前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、認可地縁団体の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

第260条の30 〔清算認可地縁団体についての破産手続の開始〕

1 清算中に認可地縁団体の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算中の認可地縁団体が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3 前項に規定する場合において、清算中の認可地縁団体が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

第260条の31 〔残余財産の帰属〕

1 解散した認可地縁団体の財産は、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、規約で指定した者に帰属する。

2 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。

3 前二項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。

第260条の32 〔裁判所による監督〕

1 認可地縁団体の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

第260条の33 〔清算終了の届出〕

認可地縁団体の清算が終了したときは、清算人は、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第260条の34 〔事件の管轄〕

認可地縁団体に係る次に掲げる事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- (1) 仮代表者又は特別代理人の選任に関する事件
- (2) 解散及び清算の監督に関する事件
- (3) 清算人に関する事件

第260条の35 〔不服申立ての制限〕

認可地縁団体の清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

第260条の36 〔裁判所の選任する清算人等の報酬〕

裁判所は、第二百六十条の二十五の規定により清算人を選任した場合には、認可地縁団体が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）の陳述を聴かなければならない。

第260条の37 〔検査役の選任〕

1 裁判所は、認可地縁団体の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）」とあるのは、「認可地縁団体及び検査役」と読み替えるものとする。

第260条の38 〔認可地縁団体の合併〕

認可地縁団体は、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができる。

第260条の39 〔合併の認可〕

1 認可地縁団体が合併しようとするときは、総会の決議を経なければならない。

2 前項の決議は、総構成員の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

3 合併は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 第二百六十条の二第二項及び第五項の規定は、前項の認可について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「現にその活動を」とあるのは、「合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に」と読み替えるものとする。

第260条の40 [合併の不服申立て]

1 認可地縁団体は、前条第三項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、財産目録を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、これをその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 認可地縁団体は、前条第三項の認可があつたときは、その認可の通知があつた日から二週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

第260条の41

1 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、認可地縁団体は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

3 合併しようとする各認可地縁団体は、前条及び第二項の規定による手続が終了した場合には、総務省令で定めるところにより、共同で、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第260条の42 [認可地縁団体設立の事務]

合併により認可地縁団体を設立する場合には、規約の作成その他認可地縁団体の設立に関する事務は、各認可地縁団体において選任した者が共同して行わなければならない。

第260条の43 [消滅団体の権利事務の承継]

合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体は、合併により消滅した認可地縁団体の一切の権利義務（当該認可地縁団体が行う活動に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

第260条の44 [合併の告示]

- 1 市町村長は、第二百六十条の四十一第三項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る合併について第二百六十条の三十九第三項の認可をした旨その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。
- 2 認可地縁団体の合併は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。
- 3 合併により設立した団体は、第一項の規定による告示の日において認可地縁団体となつたものとみなす。
- 4 第一項の規定により告示した事項は、第二百六十条の二十第十項の規定により告示した事項とみなす。この場合において、合併後存続する認可地縁団体に係る同項の規定による従前の告示は、その効力を失う。
- 5 第二百六十条の四第一項の規定は、第一項の規定による告示があつた場合について準用する。

第260条の45 [認可の取消]

- 1 市町村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第二百六十条の三十九第三項の認可を取り消すことができる。
 - (1) 第二百六十条の三十九第三項の認可をした日から六月を経過しても第二百六十条の四十一第三項の規定による届出がないとき。
 - (2) 認可地縁団体が不正な手段により第二百六十条の三十九第三項の認可を受けたとき。
- 2 前条第一項の規定による告示後に前項（第二号に係る部分に限る。）の規定により第二百六十条の三十九第三項の認可が取り消されたときは、当該認可に係る合併をした認可地縁団体は、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が負担した債務について、連帯して弁済する責任を負う。
- 3 前項に規定する場合には、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が取得した財産は、当該合併をした認可地縁団体の共有に属する。
- 4 第二項に規定する場合には、各認可地縁団体の第二項の債務の負担部分及び前項の財産の共有持分は、各認可地縁団体の協議によつて定める。

第260条の46 〔不動産登記法の特例の申請手続〕

認可地縁団体が所有する不動産であつて表題部所有者（不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に規定する表題部所有者をいう。以下この項において同じ。）又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であるもの（当該認可地縁団体によつて、十年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有されているものに限る。）について、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人（以下この条において「登記関係者」という。）の全部又は一部の所在が知れない場合において、当該認可地縁団体が当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をしようとするときは、当該認可地縁団体は、総務省令で定めるところにより、当該不動産に係る次項の公告を求める旨を市町村長に申請することができる。この場合において、当該申請を行う認可地縁団体は、次の各号に掲げる事項を疎明するに足る資料を添付しなければならない。

- (1) 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。
- (2) 当該認可地縁団体が当該不動産を十年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有していること。
- (3) 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であること。
- (4) 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。

2 市町村長は、前項の申請を受けた場合において、当該申請を相当と認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該申請を行つた認可地縁団体が同項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある当該不動産の登記関係者又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者（次項から第五項までにおいて「登記関係者等」という。）は、当該市町村長に対し異議を述べるべき旨を公告するものとする。この場合において、公告の期間は、三月を下つてはならない。

3 前項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べなかつたときは、第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて当該公告に係る登記関係者の承諾があつたものとみなす。

4 市町村長は、前項の規定により第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があつたものとみなされた場合には、総務省令で定めるところにより、当該市町村長が第二項の規定による公告をしたこと及び登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかつたことを証する情報を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に提供するものとする。

5 第二項の公告に係る登記関係者等が同項の期限内に同項の異議を述べたときは、市町村長は、総務省令で定めるところにより、その旨及びその内容を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に通知するものとする。

第260条の47 [不動産登記法の特例]

- 1 不動産登記法第七十四条第一項の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報（同法第十八条に規定する申請情報をいう。次項において同じ。）と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体が当該証する情報に係る前条第一項に規定する不動産の所有権の保存の登記を申請することができる。

- 2 不動産登記法第六十条の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体のみで当該証する情報に係る同条第一項に規定する不動産の所有権の移転の登記を申請することができる。

第260条の48 [過料に処すべき行為]

次の各号のいずれかに該当する場合には、認可地縁団体の代表者又は清算人は、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）により、五十万円以下の過料に処する。

- (1) 第二百六十条の二十二第二項又は第二百六十条の三十第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。
- (2) 第二百六十条の二十八第一項又は第二百六十条の三十第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。
- (3) 第二百六十条の四十第一項の規定に違反して、財産目録を作成せず、若しくは備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。
- (4) 第二百六十条の四十第二項又は第二百六十条の四十一第二項の規定に違反して、合併をしたとき。